

令和6年度 平戸市奨学生志願のしおり

平戸市奨学資金貸付基金は、品行方正、志操堅固な学生でありながら、経済的理由により修学困難な者に学資を貸与して、教育の機会均等を図り、将来社会発展に貢献できる有為な人材を育成することを目的としています。

1 奨学生の募集期間

(1) 予約採用 令和5年11月1日（水）～令和5年12月20日（水）

※予約採用とは、学校教育法第1条に規定する学校（高等学校、高等専門学校、大学及び同法第124条に規定する専修学校をいう。ただし、高等学校の通信教育、大学の通信教育及び大学院を除く。）に修学を希望する者で、進学前に奨学生として採用。

(2) 在学採用 令和6年4月1日（月）～令和6年4月30日（火）

※在学採用とは、学校教育法第1条に規定する学校（高等学校、高等専門学校、大学及び同法第124条に規定する専修学校をいう。ただし、高等学校の通信教育、大学の通信教育及び大学院を除く。）に在学している者で、在学中に奨学生として採用。

2 志願資格

次の各号に該当することが必要です。

- (1) 保護者又は本人が平戸市内に住所を有すること。ただし、本人については、3年以上市内に住所を有すること。
- (2) 高等学校以上の学校等に在学又は進学予定者、品行方正であること。
- (3) 経済的理由により、修学が困難であると認められること。
- (4) 他に同種の奨学金の貸付けを受けていないこと。

3 奨学金の貸与

奨学金の貸与月額はおりのとおりです。※選択制

区 分	貸与金額
・ 高等学校	10,000
・ 専修学校の高等課程	20,000
・ 高等専門学校（第1～3学年）	30,000
・ 高等専門学校（第4・5学年）	20,000
・ 高等専門学校（専攻科）	30,000
・ 短期大学	40,000
・ 専修学校の専門課程	50,000
・ 大学	60,000
・ 専修学校の一般課程	60,000

就学一時金は次のとおりです。

区 分	就学一時金額
・高等学校 ・高等専門学校	100,000 200,000 ※上記金額から選択
・専修学校 ・短期大学 ・大学	300,000

4 奨学金の返還

貸与を受けた奨学金は、貸与期間満了の月の翌月から措置期間を1年以内とし、**措置期間を含め10年以内**にその貸付金額を月賦、半年賦、年賦又は一時に償還しなければなりません。なお、**奨学金は無利子ですが、返還が滞り督促発送後も返還に応じない場合は、裁判所を通じて財産等の差押え手続きを執行いたしますので、滞りなく返還をお願いいたします。**

5 出願手続

(1) 出願には、次の書類が必要です。「奨学生願書等の作成について」をよく読んでください。

ア 奨学生願書

イ 奨学生推薦調書

ウ 在学証明書（上級学校に進学予定者は、入学試験願書の写し等、入学を希望する学校がわかる書類）

エ 出身学校長の成績証明書

オ 住民票謄本（全部記載事項証明書）

カ 保護者の所得に関する証明書

・令和5年度（令和4年中）所得証明書（**予約採用**）

・令和5年分源泉徴収票（**在学採用**）

・令和5年分確定申告書の写（**在学採用**）

・年金を受給している場合はその証明（**予約採用・在学採用**）

キ 保護者の完納証明書（滞納がないことが証明できる書類）

(2) 志願者は、出願に必要な書類を教育総務課、市役所総合窓口、各支所、各出張所及び学校から受け取り、必要事項を記入し関係書類を添付の上、教育総務課に提出して下さい。なお、出願には必ず保護者の署名が必要です。

6 選考及び採否決定の通知

(1) 願書その他必要な書類を資料として、学資支弁の困難な度合、人物、学業などについて検討し、平戸市奨学資金貸付基金運営委員会の審議を経て市長が採否を決定します。

(2) 選考結果については、学校及び本人に通知します。

奨学生願書等の作成について

【奨学生願書】

願書は、選考上の重要な資料ですから、事実をありのまま具体的に詳しく書いてください。

もし、事実と違ったことを書いた場合、または指示されたことを書いていない場合は選考から除外されることがあります。

1 授業料の年額（大学生のみ）

授業料とは、校納金（授業料及び実験、実習費、その他）のことではなく、その内の授業料のみのことです。

2 奨学金の貸与状況

(1) 他の奨学制度の奨学生である者または申請中である者は、その旨を必ず記入してください。

(2) 他の奨学制度との併願は認めます。ただし、重複貸与はできません。

3 家族及び年収

(1) 家族

この欄には、同居・別居を問わず同一世帯で生計を同一にしている者全員について記入してください。

(2) 年収

収入金額（税金）・売上高（自家消費分を含む。）を記入してください。

4 奨学金を希望する理由

この欄には、奨学生採用に重要な関係があるので、理由を具体的に記入してください。

5 連帯保証人

(1) 願書申請には連帯保証人は必要ありませんが、奨学生決定通知を受けてから14日以内に連帯保証人を記載した誓約書の提出が必要となりますので、事前に連帯保証人予定者への依頼が必要です。

(2) 連帯保証人は、奨学生と連帯で奨学金の返還に関する一切の責任を負い、かつ奨学生の身元を保証しなければなりません。

(3) 連帯保証人は2人必要です。1人は保護者、もう1人は、独立の生計を営み、かつ、奨学金の返還について支払い能力を有する人でなければなりません。

【奨学生推薦調書】

(1) 令和6年度に高校、大学等に入学する場合は、出身中学・高校長の推薦調書

(2) 上記以外の場合は、在学する学校長の推薦調書

【合格通知書の写し又は入学願書の控え】※予約採用者

- (1) 入学試験前については、入学願書の控え。既に合格が発表された者については、合格通知書の写し。

【在学証明書】※在学採用者

- (1) 在学証明書（進学予定者は、入学後直ちに提出のこと）
- (2) 同一生計内の兄弟・姉妹が、大学・専修学校等に在学している場合は、それぞれの在学証明書

【成績証明書】

- (1) 令和6年度に高校又は大学に入学する場合は、出身中学・高校の成績証明書
- (2) 上記以外の場合は、在学する学校長の成績証明書

【住民票謄本（全部記載事項証明）】

同一世帯の家族全員について記載してあるもの（戸籍謄本ではありません）

【保護者の所得証明書】

所得証明書は、市役所税務課が発行する令和5年度（令和4年分）の所得証明書を提出して下さい。

【保護者の完納証明書】

市役所税務課が発行している全ての税を完納している時に発行している（滞納がないことがわかる）完納証明書がありますので、全ての税を完納していることを証明する完納証明書を提出して下さい。

【貸付時期】

●予約採用者

- (1) 就学一時金については、誓約書の提出後、指定の口座に振り込みます。
- (2) 月額奨学金については、在学証明書の提出により入学が確認できた後に、3ヶ月ごとに指定の口座に振り込みます。

●在学採用者

- (1) 就学一時金については、誓約書提出後、指定の口座に振り込みます。
- (2) 月額奨学金については、3ヶ月ごとに指定の口座に振り込みます。